

小規模災害時における議会対応指針

小規模災害が発生するおそれが生じた場合、又は発生した場合の議会としての体制や議会・議員・事務局の役割を次のとおり定める。

1 議会全員協議会の開催

(1) 議長は、町に災害対策本部が設置された場合、町の取り組みを側面的に支援するために、議会全員協議会(以下「全員協議会」という。)を開催することができる。

なお、この場合の協議事項は、概ね次のとおりとする。

- ① 気象情報に関すること
- ② 災害対応に関すること
- ③ 被災状況等の情報共有に関すること
- ④ その他議長が必要と認める事項に関すること

(2) 執行部の出席については、災害対策本部の活動状況に配慮したうえで、被災や復旧の状況、今後の災害対応の進め方などの説明を求める。

(3) 救命・救助に係る情報など緊急性の高い情報を除き、住民から議会に寄せられた情報や議員が地域において収集した情報の中で、早急な対応が必要と認められるものがある場合には、事務局を通じて、災害対策本部に対し対応を要望する。

2 議長の役割

議長は、全員協議会の開催を決定したときは、直ちにメール一斉送信又はFAXなどの方法により、全員協議会の開催を議員に連絡するほか、議会を代表して、災害対策本部との連絡・調整を行う。

3 議員の役割

① 議員は、全員協議会の開催の連絡があった場合、全員協議会に出席するほか、必要に応じて、地域の被災情報を全員協議会に提供する。

② 全員協議会で得た災害等の情報や支援情報等を、様々な方法により、住民に提供する。

4 議会事務局の役割

議会事務局の職員は、災害対策本部（町に災害警戒本部又は災害情報連絡本部が設置された場合を含む。）が設置された場合、通常業務に優先して情報の収集に努めるほか、災害対策本部との連携を確保し、議員への情報提供をはじめ、議会・議員が速やかに災害対応の業務について十分な責務が果たせるよう、議会活動に向けてのサポートなどの役割を担う。

5 その他

- ① この指針における「小規模災害」とは、災害対応マニュアル（業務継続計画）（令和2年12月16日全員協議会決定）に定める災害等以外の規模の小さなものを対象としていること。
- ② この指針における「全員協議会開催の目安」は、別紙イメージ図の「全員協議会開催の可否判断」のとおりであること。

(別紙)

災害発生時等の連絡体制と全員協議会開催のイメージ

